



発行所 新津市役所
発行人 窪田 繁雄
電話 46100 50
印刷所 東洋印刷支店
毎月一回発行

人口動態
(昭和34年12月末現在)

人口	57,692
世帯数	10,744
(12月中)	
出生	78
死亡	36
生入	60
転入	149
転出	95

医師の請求で市が取立

新国保法により医師会と申し合せ

これまで、医師へ送金してやる者から医師に支払われていたのが、新国保法により、医師会と申し合せ、医師会が請求する金額を市が取立て、医師会へ支払うことになった。

医療費の未収金

① 医師会へ送金してやる者から医師に支払われていたのが、新国保法により、医師会と申し合せ、医師会が請求する金額を市が取立て、医師会へ支払うことになった。

② 医師会が請求する金額を市が取立て、医師会へ支払うことになった。

③ 医師会が請求する金額を市が取立て、医師会へ支払うことになった。

④ 医師会が請求する金額を市が取立て、医師会へ支払うことになった。

⑤ 医師会が請求する金額を市が取立て、医師会へ支払うことになった。

低所得者に医療費を貸付け 五万円以内、五年で返す

低所得者の医療費の貸付けは、市が認定した低所得者に、医療費を貸付け、五年で返すことになった。

県産品推奨認定を

県産品の推奨認定は、市が認定した県産品に、推奨認定を付与することになった。

建築は許可後に着工

建築の許可後に着工は、市が許可した建築に、許可後に着工することになった。

建築の完成後は家屋台帳に登録

建築の完成後は家屋台帳に登録は、市が完成した建築に、家屋台帳に登録することになった。

簡保に新しい団体貸付

街灯施設や農機具買入れにも
一回(以上)10万円以上3年間

新しく、簡易保険の団体貸付制度が生まれた。これは、各地区の小規模の施設にまで融資をしようとする。新しい国づくり、新しい町づくりのためである。制度のあらましは次のとおり、くわしくは郵便局簡保課(電話844)へ照会して下さい。

1. 対象と条件 保険契約者が、保険衛生、厚生施設その他共同の利益を図る施設を営むため、15人以上以上一団となって貸付金を請求するもの、例えは防犯施設、共同農機具購入、共同消防施設、アーケード集会所、婦人会館、託児所、共同宿直所、児童遊遊場、共同炊事所等の施設。
2. 貸付期間 一回の10万円以上とする。契約保険料月額の30倍以内(新規加入即貸付対象となり得る) 既倒入普通貸付は組数により3年除外がある。
3. 貸付期間 3年 但し小借により3年間更新認可認められる。
4. 利付 年6分
5. 借換保証金 代表者をたて且連帯保証人を立て、借換の提供を求めることができる。希望の向は事前に施設内容を見、局保監課へ連絡すること。

(新津郵便局)

検察審査員に田中マツさん

新津検察審査員会事務局長、昭和35年度第五回の検察審査員に、田中マツさんが選出された。

議会の動き

- (1) 議会の動き
- (2) 議会の動き
- (3) 議会の動き
- (4) 議会の動き
- (5) 議会の動き
- (6) 議会の動き
- (7) 議会の動き
- (8) 議会の動き
- (9) 議会の動き
- (10) 議会の動き

固定資産税課税台帳の概観

30日までに、市役所税務課で、固定資産税課税台帳の概観が行われる。

災害復興助成

災害復興助成は、市が被災者に、災害復興助成を付与することになった。

計地方審議委員

計地方審議委員は、市が審議委員に、計地方審議委員を任命することになった。

休 24日(水)

24日(水)は、市が24日(水)に、休日を設けることになった。

市役所税務課

市役所税務課は、市が税務課に、市役所税務課を設けることになった。

市役所税務課

市役所税務課は、市が税務課に、市役所税務課を設けることになった。